

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(機構人材リストへの登録)</p> <p>第4条 機構人材リストへ登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者(当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。)で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から2年が経過しない者。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機構人材リストへの登録)</p> <p>第4条 機構人材リストへ登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者(当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。)で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から<u>5</u>年が経過しない者。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程の改正は、令和6年12月23日から施行する。</u></p>